

足立区サッカー協会社会人部U30大会運営要項

1 登録

足立区サッカー協会社会人部U30（以下U30）に参加する者は、事前に一般部に登録し、IDカードを取得することを要する。チーム登録は、U30役員会の了承を要する。

2 運営会議

通年で運営会議を行ない、各チームは一名の代表者又は責任者を出席させる。

3 設営本部

第一試合の両チームは、試合開始の15分前までに、ライン引、フラッグポスト、ゴールネットの確認等を行う。

4 審判担当

主審・副審2名・第四の審判（予備審判）で業務に当たる。

審判不履行があった場合は、役員会の決定により罰則を科せられるものとする。

5 運営本部

第四の審判が運営本部を兼ねる。雨天時やグラウンド不良による試合中止の決定等を行う。

6 出場停止処分

累積警告2枚、レッドカードによる退場は、次試合の出場を認めない。

内容により、追加の出場停止処分を行なう場合がある。

警告は当日起算で、6ヶ月以内に次の警告を受けない場合は、1枚目を解消する。

当該大会で処分が消化されない場合は、次大会以降において適用する。

7 報告

全てホームページを通して、該当試合の週の火曜日までに、報告を行なう。

8 選手証

試合に際しては、一般部発行の選手証（IDカード）を提示する。

9 グラウンドの整備

最終試合の両チームはグラウンド整備を行なう。フラッグポストを回収し事務所に返却する。

10 駐車券

グラウンドの駐車場を使用する場合は必ず駐車券を、施設担当者に提示する。

11 中断試合

落雷等により試合を中断した場合、本部チームは速やかに役員に連絡する。

勝敗の結果または再試合については、役員会で決定する。

12 棄権試合

棄権試合が予定される場合は、速やかに役員に連絡し、その指示に従い

関係各チームに連絡し、了承を得ること。

事によっては、自チーム及び対戦相手チームの本部・審判担当の役割を果たすこと。

棄権したチームは、勝点を没収とし、-3とする。

13 要項の追加

期間中に生じた、諸問題に関しては、役員会で協議・決定し、要項に追加する。

会員は、追加要項にも、従うものとする。

14 参加費

各大会で定められた、参加費を収めなければならない。

15 謝礼・運営費

各大会において、規定を設け大会終了後の運営会議で、該当チームに支払う場合がある。

ただし、支払い時の運営会議に欠席した場合は、支払は行なわない。

16 負傷及び事故の責任

大会期間中の負傷及び事故の責任は、当該チームが負うものとする。

又、医師の要請及び救急処置は各チームの責任において行なうものとする。

全員が、スポーツ障害保険に加入することを目標とする。

17 ユニフォーム

同系色でない、シャツ、パンツ、ストッキングを各2種類用意する。

GKが怪我・レッドカード等により、退場した場合のみ、他の選手がそのGKユニフォームを着用できる。

審判服と類似する黒色系の色は、シャツ・パンツ・ストッキング全て認めない。

ただし、GKのパンツは例外である。

新規でユニフォームを登録する場合は、一般部役員会の承認が必要となる。

18 罰則

報告の遅延：累積三回で一度の協会指定の本部・審判を一度行う。

大幅な遅延・繰り返しの遅延は、役員会で罰則を決定。

運営会議の欠席：（大会の参加・不参加は問わず）一回、協会指定の本部審判を二回行う。

連続二回の欠席は退会処分。

設営、本部・審判の不履行：次大会の出場禁止。

IDカードの不正使用：次大会以降、翌年度末までの出場禁止。

駐車券・駐車場の不正使用：次大会以降、翌年度末までの出場禁止。

上記以外の不正・不備については役員会で決定する

19 休会及び退会

運営会議の出席を継続している場合は休会とし、即時の復活を認める。退会は再登録を要する。

20 代議員及び従事

毎年開催される足立区サッカー協会総会の代議員に選任されたチームは、総会の出席をする。
また、その代議員の中からその年度内に開催される大会等の従事者を決定する。